

農地中間管理事業に係る農用地等の借受希望者の募集要領

(平成29年1月31日一部改正)

(目的)

第1 この要領は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社（鹿児島県農地中間管理機構）（以下「公社（機構）」という。）が農地中間管理権を取得した農用地等の貸付について、借受希望者の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

(借受の対象となる農用地等)

第2 公益財団法人鹿児島県地域振興公社農地中間管理事業規程（以下「規程」という。）第3条に定める農用地等のうち、農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第3条及び第7条による農用地等とし、公社（機構）はホームページで、募集区域毎に次の事項を公表する。

- 1 市町村、区域名
- 2 農用地等の特徴
- 3 担い手の状況

(募集の方法)

第3 借受希望者の募集は、市町村からの申し出があり次第、公社（機構）のホームページにて行う。

(募集の時期)

第4 募集の時期は、事業規程第17条第1項の規定に基づき、次のとおり行う。

1 通常期の公募

- | | | | |
|------|--------|--------|--------|
| I期 | 2月1日～ | 3月2日 | (30日間) |
| II期 | 4月1日～ | 4月30日 | (30日間) |
| III期 | 6月1日～ | 6月30日 | (30日間) |
| IV期 | 8月1日～ | 8月31日 | (31日間) |
| V期 | 9月1日～ | 9月30日 | (30日間) |
| VI期 | 11月1日～ | 11月30日 | (30日間) |
| VII期 | 12月1日～ | 12月31日 | (31日間) |

2 臨時期の公募

(1) 次のいずれかに該当する場合は、通常期の公募のない月に行う。

- ① 新規就農者等が農地の貸借を急いでいる場合
- ② 既に利用権の設定を受けている借受者のやむを得ない理由等により合意解約が発生した際に、次の通常期の公募による再配分までには大幅に期間が空く場合
- ③ その他、通常期の公募では間に合わない場合

(2) 臨時期の設定要請の受付は、通常期の公募のない月の前月の25日までとする。

(3) 公募から貸付開始までの期間は、通常期の公募と同様とする。

(応募の方法)

第5 借受希望者は、公社（機構）、市町村、市町村農業委員会、若しくは公社と業務委託した市町村協議会においてある借受申出書（様式第4号）、若しくは公社（機構）ホームページから印刷した同申出書に、必要事項を記入の上、公社（機構）に直接提出するか、若しくは借受希望農地のある市町村、市町村農業委員会、公社と業務委託した市町村協議会等へ提出する。

(応募者の公表)

第6 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、募集に応じた者は、インターネットに公表する。公表するものは、第6の借受申出書に記載してあるもののうち下記事項とする。

- 1 氏名または名称、申込者の住所（県・市町村名まで）
- 2 借受を希望する農用地等の地目、面積
- 3 作付けしようとする作物

(その他)

第7 応募内容等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のためだけに利用する。